

令和8年（2026年）3月27日

犯罪被害者等の情報提供に関する協定を締結しました

大阪狭山市と大阪府黒山警察署は、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与し、犯罪被害者等の支援を適切かつ迅速に進めるため、令和8年3月26日に「犯罪被害者等の情報提供に関する協定」を締結しました。

- 1 協定締結先
大阪府黒山警察署（堺市美原区小平尾377番地の2）
- 2 本協定の主な内容
 - ・ 犯罪被害についての事実確認
 - ・ 犯罪被害者等に関する情報提供



問い合わせ 広報広聴・人権啓発グループ（担当／野村） ☎072-366-0011